

枚方市立第四中学校

危機管理マニュアル

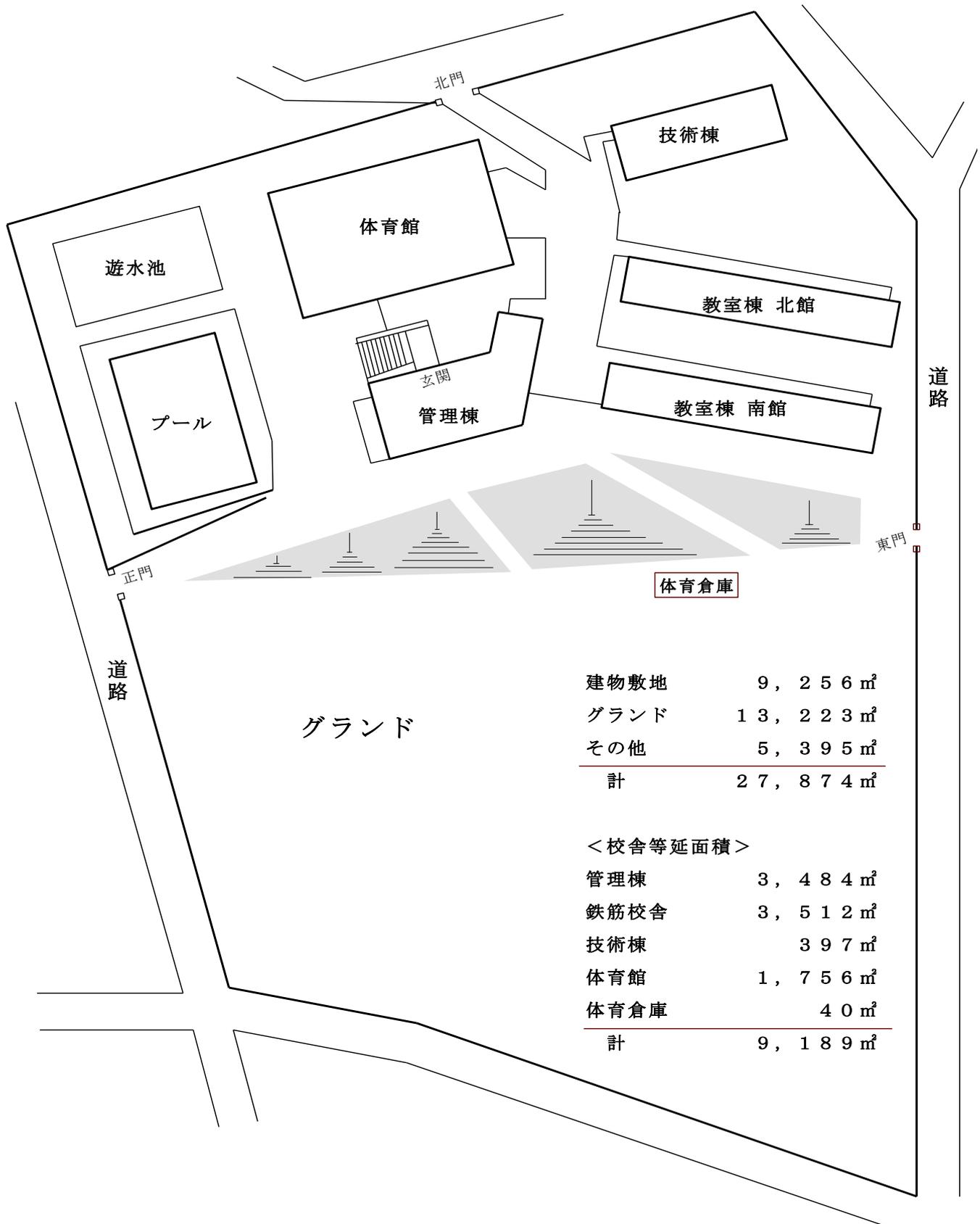
～目次～

- (1) 教室配置図及び避難経路 1
- (2) 校地・校舎配置図 2
- (3) 校区地図 3
- (4) 学校保健・安全計画 4
- (5) 防災計画 5・6
- (6) 水泳指導時の緊急時対応 7・8
- (7) 生徒の安全確保及び安全管理 . . . 9
- (8) 非常変災時の対応（防災） 10・11
- (9) 重大事故発生時の救急及び
緊急連絡体制 11・12

(1) 教室配置図及び避難経路



(2) 校地・校舎配置図

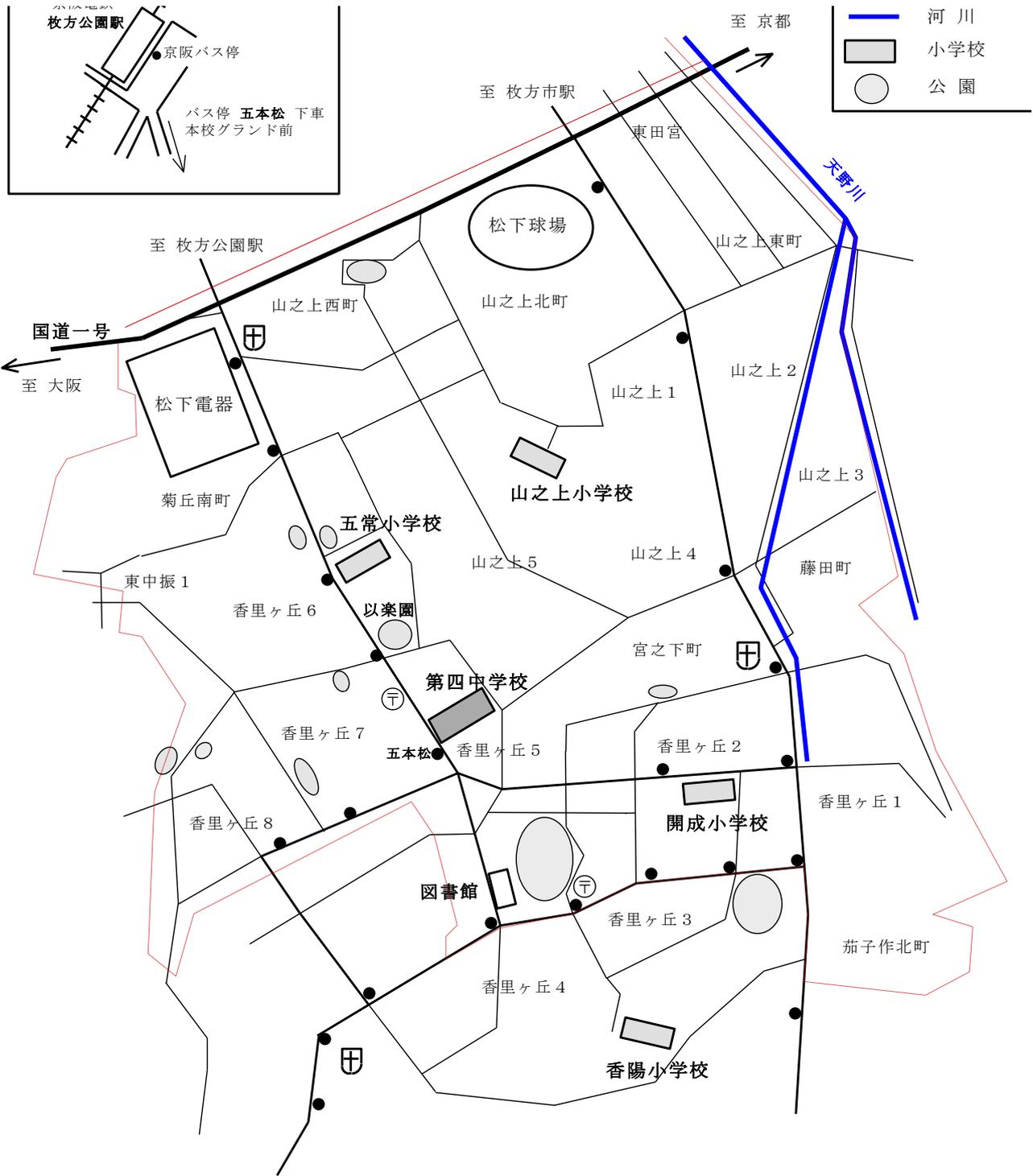


建物敷地	9, 256 m ²
グラウンド	13, 223 m ²
その他	5, 395 m ²
計	27, 874 m ²

<校舎等延面積>

管理棟	3, 484 m ²
鉄筋校舎	3, 512 m ²
技術棟	397 m ²
体育館	1, 756 m ²
体育倉庫	40 m ²
計	9, 189 m ²

(3) 校区地図



(4) 学校保健・安全計画

学校保健・安全計画

1. 目標

生徒ひとりひとりの心身の健康な発育を目指して、保健教育、保健・安全管理を行う。

2. 重点目標

- (1) 自分の身体に関心を持ち、自主的な健康管理のできる態度を養う。
- (2) 基本的な生活習慣の形成や、生活リズムの確立を目指す。
- (3) 生徒の実態に即した保健指導を行う。
- (4) 家庭、地域社会との連携を密にして、協力体制の強化を図る。

3. 学校保健・安全計画

月	月の重点目標	学校保健関係行事	保健・安全管理	保健教育
4	自分の健康状態を知ろう	・定期健康診断(身体測定・視力検査・聴力検査・検尿一次・内科検診・12誘導心電図検診) ・保健委員会活動	・保健調査の実施 ・定期健康診断の計画立案と実施及びその事後措置・感染症予防対策 ・健康相談・交通安全	・健康診断の事前事後指導 ・保健室の使い方・保健だより発行
5	けがの予防	・定期健康診断(内科検診・心臓医師心電図検査・耳鼻科検診・検尿二次検査・検尿三次検査)・修学旅行・保健委員会活動	・定期健康診断の計画立案と実施及びその事後措置 ・宿泊学習の事前健康調査及び準備 ・修学旅行・健康相談	・健康診断の事前事後指導 ・けがの予防 ・宿泊学習時の健康安全 ・保健だより発行
6	歯の健康を考えよう	・定期健康診断(眼科検診・歯科検診) ・水質検査・防災訓練 ・学校保健委員会・保健委員会活動 ・1, 2年校外学習	・定期健康診断の計画立案と実施及びその事後措置 ・健康相談 ・災害時における安全管理	・健康診断の事前事後指導 ・梅雨時の食中毒予防・保健だより ・歯と口腔の健康・プールの安全指導
7	夏を元気に過ごそう	・プール水質検査・保健委員会活動 ・1年交通安全教室 ・2年薬物乱用防止指導 ・3年非行防止教室	・定期健康診断結果のまとめ及び要精検者の事後指導・空気検査 ・プールと飲料水の水質管理 ・熱中症予防・夏休みの健康と安全	・夏休みの生活 ・保健だより発行 ・熱中症(休息と水分補給)
9	生活リズムを整えよう	・文化祭・体育祭 ・保健委員会活動	・基本的な生活習慣 ・健康相談	・生活リズムを整える。 ・保健だより発行
10	運動にしたしもう	・保健委員会活動	・健康相談・健康安全	・保健だより発行
11	自分のからだを知ろう	・保健委員会活動 ・モアレ検査・性教育指導	・感染症予防・対策 ・手洗い場の衛生管理・健康相談	・保健だより発行
12	感染症を予防しよう	・教室換気点検 ・保健委員会活動	・感染症予防・対策 ・換気指導・冬休みの健康安全 ・健康相談	・うがい、手洗いの励行 ・冬休みの健康指導 ・保健だより発行
1	食生活を考えよう	・教室換気点検 ・保健委員会活動	・健康相談	・保健だより発行・うがい、手洗い、アルコール消毒の励行
2	心の健康を考えよう	・照度検査・保健委員会活動	・健康相談	・心の健康 ・保健だより発行
3	1年間の健康生活を振り返ろう	・保健委員会活動	・次年度定期健康診断の計画 ・今年度保健室来室状況及び学校災害のまとめ・春休みの健康安全	・春休みの健康指導 ・保健だより発行 ・3年成長の記録配布

(5)防災計画

<目的>

この計画は火災、風水害、その他突発的な災害発生時において、生徒の安全確保を第一の目的として、更に公共物や諸帳簿等をこれらの災害から保全することを目的とする。

<方針>

防災計画にしたがって、日常における災害予防措置及び災害時の安全保護に重点を置く。

<火災予防対策>

A 環境の整備及び改善

①危険物の適正管理

- ・電源回路の保全 ・ガス元栓の確認 ・薬品の適正管理
- ・喫煙場所の安全確認

②消火器の適正配置と定期点検及び消火栓の定期点検

- ・消防設備の配置図を職員室に明示し、器具は緊急時に使用できる状況にする。

③非常持出し諸帳簿の整理と適正保管

- ・諸帳簿は校長室の非常持出しロッカーに保管する。

④廊下及びその他の通路の整備

- ・定期的な非常出口の確保、物品等の整理を行う。

B 防火管理者及び宿日直代行員による校内巡視

C 定期的な総合防災訓練の実施

<防災管理組織>

管理権限者

鴨田

防火管理者

中村た

消火用設備等の点検

福村・丸住

危険物、可燃物、薬品等の点検

中村た・大内・井川・松浦・小仲

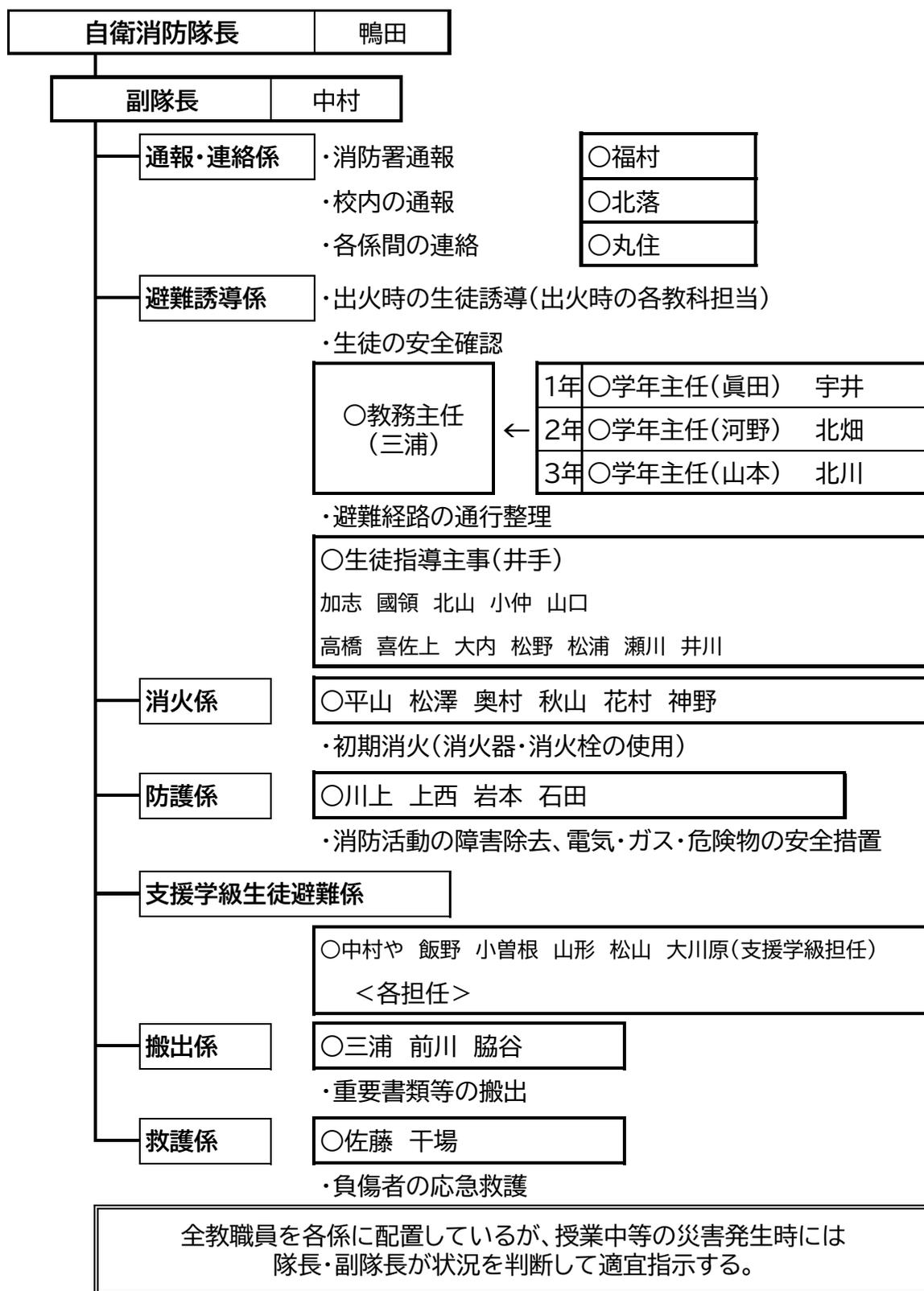
火気使用設備の点検

高橋・碧山・神田・平山

各室火元責任者

施設名	責任者	施設名	責任者
校長室	鴨田	視聴覚室	石田
職員室	中村た	教材室	福村
校務員室・宿直室・作業室	北落	保健室	佐藤
音楽室・同準備室	宇井	パソコン室	佐々木
美術室・同準備室	三浦	図書室・閲覧室	花村
理科室・同準備室	大内	体育館・同倉庫	岩本
金工室・木工室・同準備室	松澤	プール機械室	川上
被服室・調理室・同準備室	小山	会議室	松野
男子更衣室	瀬川	支援教室1	大川原
女子更衣室	山口	支援教室2・3	中村や
印刷室	丸住	支援教室3・4	飯野
心の教室	井手	支援教室5・6	小曾根
クラブ室	各クラブ顧問	生徒会室	平山
放送室	河野	普通教室	各担任

< 自衛消防組織 >



< 広域避難場所 >

広域避難場所は、枚方市立五常小学校とする。

各係は○印の指示に従って行動する。

(6)水泳指導時の緊急対応等

<プールの管理及び使用に関する規則>

第1条(目的) この規則は、枚方市立第四中学校プール(以下「プール」という。)の管理及び使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(使用期間等)

- 1 プールの使用期間は、水泳部・体育科で判断するが、おおむね毎年5月中旬に開設し、9月中旬に閉鎖するものとする。ただし、枚方市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 2 プールの使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。

第3条(維持管理) 校長は、プールを円滑に運営させるため、濾過器の定期的な点検をし、水質管理に努めるなど、適正な維持管理に努めなければならない。

第4条(換水) プールの換水は、事前に委員会に指示された日とする。臨時で給水をしなければならないときは、委員会の承認を得るものとする。排水(水の無い期間)については、枚方消防署に届けるものとする。

第5条(常備品) プールには、管理日誌を置き、必要事項を毎日記入しなければならない。

第6条(使用者) プールを使用できる者は、次のものとする。

- (1) 枚方市立第四中学校生徒と中体連等の大会、記録会に参画する生徒並びに指導監督者
- (2) 委員会主催による研修会等の参加者及び指導者
- (3) 枚方市教育委員会所管に係る財産および公の施設使用規則に基づく、市内の社会教育関係団体で、校長の承諾を得て、委員会が許可したもの

第7条(使用責任者) プールの使用責任者は、前条各号に規定する者のうち、指導又は監督的立場にあるものとする。

第8条(プールの使用)

- 1 プールの使用に際しては、校長の指示に従わなければならない。
- 2 使用責任者は、プールの使用が終わったときは、管理日誌に必要事項を記載し、その使用状況を校長に報告しなければならない。

プール使用に関する規則について(使用管理マニュアル)

1. 生徒の安全管理について

生徒の健康状態を常に把握すること・水泳は、水という環境の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動であるので、生徒の健康状態によっては事故につながりやすいことに留意すること。

指導監督者・・・①生徒の健康状態等を水泳の授業を実施するにあたり、養護教諭、担任から情報の収集に努める。
②使用中に体調の不良を訴えた生徒がいた場合は、養護教諭に伝えとともに担任にも伝え、様子を見る。

養護教諭、担任 ・①プールの使用にあたり配慮を要する生徒の状況等を指導監督者に連絡しておく。
②指導監督者から体調不良を訴えた生徒の連絡を受けた場合は、経過観察をするとともに、保護者に連絡を取り適切に対処する。

2. 施設・設備について

排水溝・・・① プールの使用前には、排水溝の蓋がねじ等でしっかり固定されていることを目視だけでなく触診して確認する。

② 排水溝の吸い込み防止金具がしっかり設置されていることを確認する。

③ ①と②に異常がある場合は、プールの使用を中止し補修に努める。

プールサイド・・・① 使用開始前には、周辺の整理整頓をする。

② 補修の必要な箇所を発見した場合は、早急の修理に努める。生徒や他の教員に注意喚起する。

浄化装置・・・① プールの使用前には、適切に動いていることを確認する。

② プールに関わるすべての教員に適切な操作が出来るよう努める。

水質管理・・・① 常に水質(水温・塩素濃度・濁度・浮遊物)に注意をし、管理日誌に記入をする。

3. 水泳指導について

① 水温と気温・・・プールの使用にあたり、水温・気温・日照に注意を払い、生徒の健康状態を把握しながら行うこと。

② 準備体操・・・プールの使用する生徒には、十分な準備体操、シャワー等での体の清潔を保たせる。

③ 人員点呼・・・人員点呼は生徒の安全を確認する上での基本と考え、プールの使用前と終了後は必ず行うこと。

④ 入水時間と休憩・・・生徒の健康状態と水温・気温とを考慮し、入水時間と休憩時間を適切に取ること。

⑤ 監視・・・プールの使用中は、常に監視をし、異常があれば直ちに全員を水から上げ、適切に対処するとともに、応援を求める。

4. 救助方法と応急手当

① プール使用に関わる教員だけでなく教員は救命講習の受講に努める。

② プールの使用に関わる教員は、AEDの設置場所と使用方法を知り、緊急時に使えるように努める。

この規則は、平成18年4月1日から施行する

プール日常点検リスト

○ 異常なし 点検修理 △ 修理依頼 ×
年 月 日()

1	出入り口は施錠され、プール内に異常はないか。	
2	管理室は施錠され、薬品類が適切に保管されているか。	
3	シャワー、洗眼用蛇口は破損していないか。	
4	プールサイドは整理整頓されているか。	
5	プール水槽に異物、危険物が混入していないか。	
6	排水溝のふたは固定され、吸い込み金具が取り付けられているか。	
7	浄化装置は正常に動いているか。	
8	水質水量は適切に管理されているか。	
9	生徒の健康状態は把握できているか。	
10	人員点呼を行ったか。	
11	管理日誌に必要事項を書き入れたか	

(7)生徒の安全確保及び安全管理

<日常の危機管理>

(1)教職員の共通理解と校内体制

- ① 毎日不審者情報を確認し、発生事象を職員打合せで周知徹底するとともに、各学級担任が 生徒への注意喚起を行う。
- ② 毎週1回の生徒指導部会で校区内外の情報交換を行い、各学年の教職員に周知するとともに、迅速に行動できる履き物の着用等、安全管理の意識向上を図る。また緊急時の役割分担を周知徹底し、生徒の安全確保と関係機関や近隣学校園等への連絡体制に万全を期す。
- ③ 「子ども安全確保推進月間」等に、不審者対応時の訓練を実施する。

(2)来訪者の確認

- ① 東門は登下校時以外は施錠する。また通常の出入りは正門のみとするが登下校後は閉門する。
- ② 生徒指導部を中心に日常的な校内巡視を行い、来訪者には挨拶や声かけを励行して来訪の用件を確認する。
- ③ PTA関係者には名札(入校証ホルダー)を配布して識別可能とする。また参観日等で多数の保護者が来訪する場合は、案内プリントに名札の着用を依頼し、また正門付近に受付を設けて確認する。

<緊急時の安全確保>

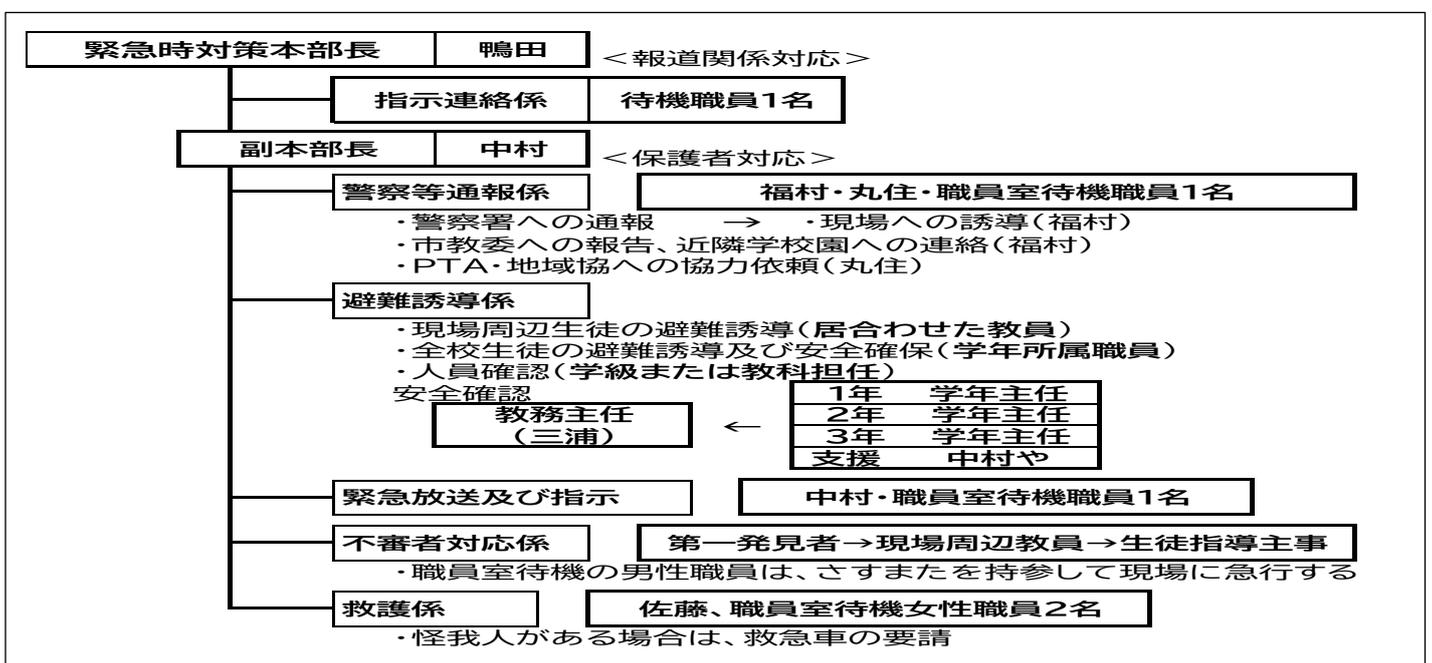
(1)学校周辺で不審者情報がある場合の対応

- ① 情報の出所や関連情報を正確に把握して警察に通報するとともに、市教育委員会にも報告する。
- ② 教職員を招集して情報を周知し、各学級で生徒に注意喚起と、万一の場合の対処方法を指導する。
- ③ 放課後は複数下校の体制をとり、必要な場合は教職員が付き添って下校させる。
- ④ 保護者宛に安全確保に関する注意喚起の文書を配布する。
- ⑤ 緊急の対策が必要な場合は市教育委員会の指導・助言を受けて、学校待機や教職員の引率による集団登下校を行う。
- ⑥ PTAに学校の対応策を連絡し、登下校の安全確保に協力を要請する。
- ⑦ 近隣学校園及び地域教育協議会とも情報を提供しあうとともに、生徒の安全確保のための協力体制を協議する。
- ⑧ 状況により必要な場合は、始業前や放課後に教職員または教職員とPTAの協力で学校 周辺の巡回を行う。

(2)学校に不審者が侵入するなど緊急時の体制

- ① 不審者を発見した教職員は直ちに職員室に通報する。不審者が凶器等を持参している場合は、「緊急時の役割分担」によって行動する。ただし、発見者が不審者との対応で即座に通報できない場合は防犯ブザーや非常ベル、大声等で近くの教職員に緊急事態発生を知らせる。
- ② 「警察通報係」は、正門で待機し、警察を現場に誘導する。
- ③ 「避難誘導係」は、先ず現場付近の生徒を安全な場所に避難させる。
(ア) 「不審者対応係」は、さすまたや周辺の器物等を利用して危険を防御するとともに、不審者による生徒への危害が及ばないように努める。
- ④ 「緊急放送・指示係」は、全校生徒の安全確保の指示を行う。
- ① 「救護係」は、怪我人がある場合の救護にあたり必要に応じて救急車を要請する。

<緊急時の役割分担>



※ 状況により校長の指示で役割分担など臨機応変に対応する

<施設・設備・教具等の安全点検>

- ①毎月、定期的に安全点検を実施し、教科・分掌等で破損・腐食等の有無を確認する。
- ②安全性に問題があると判断した場合は、速やかに使用を停止し、生徒への注意喚起と改善の措置を行う。

(8)非常変災時の対応(防災) 令和3年6月30日改定

1. 台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について

(1) 幼児・児童・生徒の登校園前(午前7時の時点)

- ①枚方市に、**特別警報**が気象庁より発表されている場合は臨時休業とする。
- ②枚方市に、**暴風警報**、**暴風雪警報**、**洪水警報**のいずれか一つでも気象庁より発表されている場合は解除されるまで、幼児・児童・生徒は自宅待機とする。解除後については、学校園ごとに適切な措置を講じる。【警報発令時の登校について】に準ずる
- ③枚方市に、**土砂災害警戒情報**又は校区内に**避難指示**が、気象庁より発表・発令されている場合は、気象情報及び避難情報により、①、②の対応と異なる場合は、学校園を通じてお知らせをする。

【警報発令時の登校について】

[午前7時のニュースで]出ている場合は、自宅待機

[午前9時のニュースで]出ている場合は、自宅待機

解除の場合は、10時30分登校(3・4・5・6限の授業昼食あり)

[午前10時のニュースで]出ている場合は、自宅待機

解除の場合は、11時30分登校(4・5・6限の授業)

[午前12時のニュースで]出ている場合は、臨時休業(自宅で学習、クラブ中止)

解除の場合は、13時05分登校(5・6限の授業)

○短縮中

[午前7時のニュースで]出ている場合は、自宅待機

[午前9時のニュースで]出ている場合は、自宅待機

解除の場合は、10時30分登校(3・4限の授業)

[午前10時のニュースで]出ている場合は、臨時休業(自宅で学習、クラブ中止)

解除の場合は、11時30分登校(4限の授業)

(2) 幼児・児童・生徒が在校園中

- ①**特別警報**が気象庁より発表された場合は、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応する。
- ②**暴風警報**、**暴風雪警報**、**洪水警報**が気象庁より発表された場合は、中学校は複数生徒による下校措置を講じる。雨量、通学路等の状況を勘案して、各学校園に待機する場合がある。
- ③**土砂災害警戒情報**又は校区内に**避難指示**が、気象庁より発表・発令された場合、気象情報及び避難情報により、①、②の対応と異なる場合は、学校園を通じてお知らせをする。

(3) 学校施設等の管理に万全の措置を講じる。

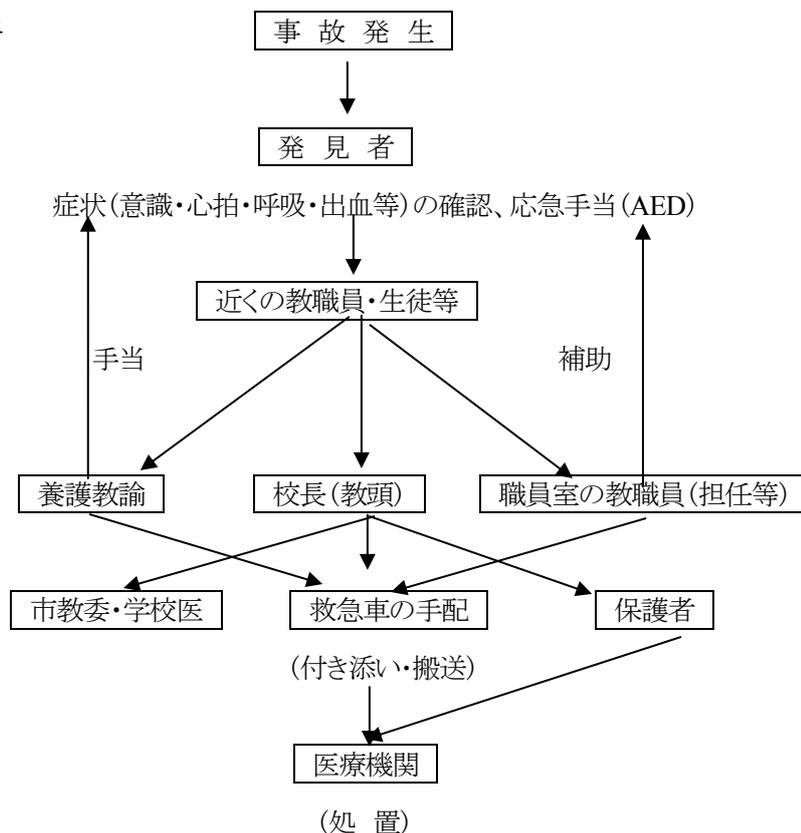
2. 地震発生時における措置について

- ・枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとる。
 - (1) 前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。
 - (2) 土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
- ・家庭への連絡は、プリント等で適切に行い、必要に応じて学校園メール配信システムを活用する。
- ・地震の規模により、生徒を保護者への引渡し及び教員が自宅まで送っていくこともある。

状況 パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登校中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等) へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在校時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)
下校中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等) へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

< 重大事故発生時の救急及び緊急連絡体制 >

- ① 生命維持最優先
- ② 的確な判断と指示
- ③ 迅速・正確な連絡



○事故対策マニュアル

- (1) 事故発生時の症状(意識・心拍・呼吸・出血等)の確認、応急手当を行う。
氷は職員室の休憩室冷蔵庫。包帯等は職員室入り口の机上。
- (2) 保護者(緊急連絡網)、医療機関(職員室正面壁面掲示)、校長(教頭)、養護教諭、担任等に連絡する。その際、保護者が医療機関を指定する場合はそれに従う。(原則は枚方市内に限る)
- (3) 症状を見て、急を要する場合は救急車またはタクシー(職員室正面壁面掲示)で搬送する。(特に頭部は配慮すること)
*タクシーを使用する場合はタクシー券(非常用持ち出し袋)の半券の領収書をもらっておく。
- (4) 後日、「スポーツ振興センター」の手続きを行う。(養護教諭より担任へ)

<Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン>

平成 29 年 11 月 8 日 枚方市教育委員会より通知された別紙参照

令和 3 年 4 月 1 日発行

令和 3 年 6 月 30 日改訂